

平成26年第7回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年12月17日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	報告第11号	損害賠償の額の決定について
第3	議案第110号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第4	議案第111号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第112号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第113号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第114号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第115号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第9	議案第116号	飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
第10	議案第117号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第118号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第12	議案第119号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第13	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市立増島保育園)
第14	議案第121号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
第15	議案第122号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
第16	議案第123号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第17	議案第124号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第18	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
第19	議案第126号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第20	議案第127号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第128号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第22	議案第129号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第130号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第24	議案第131号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案第132号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第133号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第27	議案第134号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	報告第11号	損害賠償の額の決定について
日程第3	議案第110号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第111号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第112号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第113号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第114号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第115号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第9	議案第116号	飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
日程第10	議案第117号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第118号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第12	議案第119号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第13	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市立増島保育園)
日程第14	議案第121号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
日程第15	議案第122号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
日程第16	議案第123号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第124号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
日程第19	議案第126号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第20	議案第127号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第128号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第22	議案第129号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第130号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第24	議案第131号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第25	議案第132号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第26	議案第133号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
日程第27	議案第134号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)

○出席議員(16名)

1番	前田	川	文	博
3番	洞	中	清	安
4番	野	口	和	彦
5番	後	村	勝	憲
6番	福	藤	和	正
7番	菅	田	武	彦
8番	内	沼	明	彦
9番	森	海	良	郎
10番	高	下	真	次
11番	谷	原	邦	子
12番	天	口	充	子
13番	葛	木	幸	男
14番	山	谷	寛	徳
15番	池	下	博	文
16番	籠	田	寛	一
17番		山	恵	子

○欠席議員(1名)

2番	中	嶋	国	則
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者(副市長)	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之	向	光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

(開議 午後 3 時 0 0 分)

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の欠席議員は 2 番、中嶋国則君であります。執行部では、市長、井上久則君が欠席であります。ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 3 番、田中清安君、4 番、洞口和彦君を指名いたします。

ここで、市長職務代理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (菅沼明彦)

白川副市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[市長職務代理者 副市長 白川修平 登壇]

△市長職務代理者 (副市長 白川修平)

それでは議長のお許しをいただきましたので、大雪の状況につきまして説明をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、この資料によりまして説明させていただきます。

現在ですが、警報、注意報の状況につきましては、飛騨市に大雪、なだれ、着雪、雷の注意報が発令されております。ちなみに高山市、郡上市には、大雪警報が発令中であり

ります。

14 時現在の積雪観測でございますが、神岡町の殿で 49 センチ、河合町角川で 100 センチメートルであります。ちなみに高山市の桐生町で 58 センチメートル、白川村鳩谷^{がや}で 80 センチメートルであります。それから大雪による影響ではありますが、これは 14 時現在ということで、宮川町三川原地内の市道三川原 1 号線が倒木による通行止めになっております。11 時からであります。なお、この道路につきましては迂回路があるということであります。それから、県道古川清見線、消防署から畦畑の間でございますが、11 時 40 分から大型車の通行規制に入っております。それから JR 高山線ですが、飛騨萩原駅から猪谷間で終日運休が決定いたしております。それから東海北陸自動車道ですが、上り白鳥～清見間、下りが美濃～清見間が雪による通行止めが継続中であり

ます。それから学校、保育園は従前どおりであります。吉城高等学校と飛騨吉城特別支援学校は午前授業で下校であります。飛騨神岡高等学校につきましては、三者懇があるということで 15 時 30 分が最終下校ということで決定しているようであります。それ

から雪またじ対策であります。降雪が続いているため古川町、神岡町では各家庭の除雪で水路が詰まることが予想されています。そのため同報無線により、雪を細かく砕いて側溝へ流すよう注意を呼び掛けております。また、今週土曜、日曜には、各家庭の雪下ろしが集中されると予測されているため、今後さらに雪が降り続く場合には、特に古川町の市街地では時間を定め、側溝への雪流しを行っていただくよう現在検討中であります。今晚から明日にかけて大雪の予想が出ております。飛騨地内の局地的には、1時間当たり10センチ以上の積雪が予測されているような地点もあるようでございますので、今後細心の注意をお願い申し上げたいと思います。以上、報告とさせていただきます。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で市長職務代理者の発言が終わりました。

◆日程第2 報告第11号 損害賠償の額の決定について

◎議長（菅沼明彦）

日程第2、報告第11号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第11号について説明をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

発生日時・場所ですが、平成26年9月22日、午前11時頃でございます。飛騨市神岡町梨ヶ根、自動車整備会社駐車場地内でございます。

事故の概要でございますけれども、消防本部所属職員が、飛騨市神岡町梨ヶ根地内に民間の自動車整備会社による消防車両の整備を終えたため、同会社駐車場より出ようと消防車両を後退させたところ、後方確認および誘導が不十分であったため、同消防車両の助手席側後方部バンパー付近が駐車してあった相手方車両に接触し、同車両の運転席側前部バンパーを損傷させたものでございます。相手方でございますけれども、高山市内の会社で記載のとおりでございます。

事故の種類は物損事故で、相手方損害額は2万7,000円でございます。市の過失割合は100%で、損害賠償につきましては2万7,000円でございます。なお、相手とは示談が成立していることを報告させていただきます。

専決の年月日は、平成26年11月25日、専決第5号でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。以上で、報告11号を終わります。

◆日程第3 議案第110号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第17 議案第124号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

◎議長（菅沼明彦）

日程第3、議案第110号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第124号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでの15案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。議案第110号から議案第124号までの15案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、葛谷寛徳君。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 登壇〕

●総務常任委員長（葛谷寛徳）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第110号から議案第124号までの15案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る12月12日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

議案第110号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、河合町上ヶ島区^{じょうがしま}において、過疎化や少子高齢化によって行政区としての運営が困難となったため、隣接する新名区^{しんみょう}に統合することに伴い条例の一部を改正するものです。

質疑では、どのような点が困難で、区からの要請だったのかとの質問があり、いろいろな区の行事が当地区の4世帯9人の人数ではできなくなり、両区で話し合われて、市の方に申し込まれたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第111号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴う改正で、改正の内容は2本立てとなっております。一つは、適用日を平成26年4月1日とする民間給与との比較による給与改定、もう一つは、施行日を平成27年4月1日とする給与制度の総合的な見直しによる給与改定であります。

質疑では、給与制度の総合的な見直しの仕組みについて質問があり、次のような答弁がありました。民間企業と公務員の給与格差をみたとき、首都圏など人口密集地では公

務員の給与が低く、地方では逆転現象が出ている。こうしたことを踏まえ、今回の給料表の改定で2%引き下げるということは、地方の実情に合わせ、公務員の給与を下げることを前提としている。その見返りとして、地域手当を増額し、それぞれの地域の実情に合わせるもので、長い目でみれば、飛騨市のようなへき地では、公務員の給与は下がることになる。ただし、平成30年まで現在の給与を補償する措置があるとの答弁でありました。

地域手当についての質問では、地域手当の支給地は国が定めており、飛騨市は支給がない地域であるとの答弁がありました。

また、市全体の雇用の中で福利厚生についての質問に対しては、労働者の待遇が良くなり、給料も上がり、福利厚生も充実することは、皆さん願っていることだと思われているとの答弁がありました。このほか、管理職特別手当、給与トータル等についての質問がありました。

次に、議案第112号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第113号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、市長および副市長の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第114号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、当該条例の根拠法令の名称変更および人事院勧告に基づく期末手当の支給割合を改定するものであります。

以上、議案第110号から議案第114号までは、いずれも自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第115号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。本案は、教育長が特別職となること及び委員長職が廃止されることに伴い、関係する3つの条例の整理を行うものです。

質疑、自由討議はなく、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

次に、議案第116号、飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について申し上げます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、教育長の職務に専念する規定が制定されたため、その特例を定めるものであります。

質疑では、条例の制定および教育長の職務専念に関して質問があり、教育長の職務に専念する義務は法律で課せられており、重大な災害で本職以外の業務に従事しなければならないときに、法律に違反しないよう、職務に専念する義務を免除できる場合を条例

で定めるものであるとの答弁がありました。

自由討議はなく、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

次に、議案第117号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、健康保険法施行令の改正による出産育児一時金の金額の見直しに伴う改正です。

次に、議案第118号、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について申し上げます。本案は、児童福祉法の改正に伴い、すべて国で定める基準に従い制定するものであります。

質疑では、現在予定はあるのかとの質問に対し、現時点ではいずれの事業も予定はないが、さくらの郷^{きと}において職員の方の保育を実施されており、申請があれば適正に審査をすることになるとの答弁がありました。

個人的な事業、市の指定管理、市直営といった形態となるが、市の支援体制はどうかとの質問では、3歳未満の保育の受け皿として拡充する時に、この事業をうまく使っていくことで棲み分けができる。また、補助については国から出ており、市の認可に当たっては市全体をしっかりと把握し、調整していくとの答弁がありました。このほか、補助整備、施行日について質問がありました。

次に、議案第119号、飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について申し上げます。本案は、児童福祉法の改正に伴い、すべて国の基準に従い制定するものであります。

質疑では、放課後児童クラブの夏休みの状況、国、県補助について質問があり、夏休みは多数の応募があるが、すべて受け入れている。また、補助は現時点で県から3分の2の補助が交付されているとの答弁でありました。このほか、今回条例制定することの理由等について質問がありました。

次に、議案第120号、指定管理者の指定について、飛騨市立増島保育園について申し上げます。本案は、増島保育園の指定管理者として、社会福祉法人吉城福祉会を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、これまでの指定期間中、事故やトラブルはなかったのかとの質問があり、子供同士が廊下を走ってぶつかるというような事故はどこの園でもあることで、増島保育園からも報告は上がっているが、重大な事故は一切なかったとの答弁がありました。

次に、議案第121号、指定管理者の指定について、養護老人ホーム和光園について申し上げます。本案は、養護老人ホーム和光園の指定管理者として、社会福祉法人吉城福祉会を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、指定するものであります。

質疑では、吉城福祉会は、増島保育園と和光園以外に指定管理を受けているか、また、社会福祉法人はほかにもあるのかとの質問がありました。

次に、議案第122号、指定管理者の指定について、飛騨市山田地域福祉センターについて申し上げます。本案は、山田地域福祉センターの指定管理者として、特定非営利活動法人飛騨市障がいのある人を支える会を、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、指定するものです。

次に、議案第123号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市民病院において利用実態に合わせ、2人定員であった1部屋を1人定員として運用することに伴い改正するものであります。

次に、議案第124号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正であります。

質疑では、公的年金と児童扶養手当の併給制限に関する質問がありました。

以上、議案第117号から議案第124号まで、いずれも自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上で、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですから質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第110号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第114号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。議案第110号から議案第114号までの5案件については、一括採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第110号から議案第114号までの5案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決であります。これら5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第114号までの5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第115号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

反対討論をする前に、少し補足説明をさせていただきたいと思います。12月12日、総務常任委員会にて、私は今反対討論をする議案第115号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、それから、その次の第116号、飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、この2案件に反対をいたしました。が、これは115号の改正による関連条例だと思ひまして反対をしたのですけれども、その直後、よくよく精査をしましたところ、116号は115号の改正内容ととくだん関連するものではなく、現に現職の教職員の職務の免除規定、それが教育長にはなかったということで、教育長の職務専念への免除規定を加えるという内容であることに気がきましたので、後日、私、教育委員会に出向きましてお詫びと訂正をさせていただき、その旨議会運営委員会でも了承していただきましたので、ここでは最終決定をする本会議ですので、議案第115号のみの反対討論をさせていただきます。

この115号は、この条例改正の中身そのものは教育委員長の文言が消え、その教育委員長の報酬の内容、金額が消えている、ただそれだけの条例改正になっておりますが、内容そのものは大変国の大きな改変でありまして、教育委員長と教育長を一本化していく、そして教育長に大きな権限を与える。その教育長は、これまではその自治体の首長は教育委員を選ぶということをしておりましたが、これからは首長が教育長を任命することができるということになりまして、首長の大きな権限、それから教育長の大きな権限がさらに増すということになってしまいました。

皆さんご存じのように、自治体によっては教育委員会がなかなかいじめの問題に毅然と対応ができない、あるいは政治そのものも決められない政治ということで世論の批判が高まりまして、そのことを受けて中教審などでも教育委員会の大きな改悪の論議が始まりました。

その結果、今回のように教育長に大きな権限を与える、その権限を持つ教育長も首長が任命できるというふうになってしまいました。特に飛騨市は、現教育長がこの3月で任期を終えるということで、その任期が終わった時点で、次からはこの条例が適用されることとなります。この条例は本当にもろ刃の剣でありまして、強権的な権力を行使しない首長が民主的な教育長を任命すれば、そのまま問題もなくいくかもしれません

れども、それを強権を発動しようとするれば、とんでもない教育への政治介入ができるという内容であります。

先ごろ「はだしのゲン」の図書の問題が、この議会でも問題になりました。教育の自由と自立性に対して政治介入をするということは認められていない。ところが、今回の法律改正による地方自治体の条例改正によっては、それも可能になってしまうという大変な改悪であります。私は、こういう内容にはとても賛成できるものではありませんので、反対討論をして反対いたします。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

次に賛成討論を行います。10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

議案第115号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について賛成の立場で討論いたします。

今回の法律改正により関係する市条例は、飛騨市職員定数条例、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、飛騨市議会委員会条例です。

飛騨市職員定数条例では、教育長が特別職になることによる改正、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、教育委員長と教育長を一本化するため、教育委員長職が廃止されることによる改正、飛騨市議会委員会条例も、先に述べた理由と同様に教育委員長と教育長を一本化するための改正です。

ここで、条例改正が必要となった「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」について、その概要を大きく4点に分けて説明させていただきます。

1点目、教育行政の責任の明確化です。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長の任期は、3年とする。委員につきましては、従来どおりの4年であります。教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

2点目、総合教育会議の設置、大綱の策定です。首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。

3点目、国の地方公共団体への関与の見直しです。いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文

部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化する。

4点目、その他であります。大綱は、公表されなければならない。総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

以上が、概要です。これまでの教育委員会の課題を解決するために、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化、を目的に法律が改正されました。その目的が達成されるよう条例改正が行われることを確信し、賛成討論を終わります。

〔10番 森下真次 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は、原案のとおり可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数であります。よって、議案第115号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号、飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてから、議案第124号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでの9案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。議案第116号から議案第124号までの9案件については、一括採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第116号から議案第124号までの9案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決であります。これら9案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第116号から議案第124号までの9案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第18 議案第125号 指定管理者の指定について（飛騨市夢館）

◎議長（菅沼明彦）

日程第18、議案第125号、指定管理者の指定について、飛騨市夢館を議題といた

します。本案は、産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。産業常任委員長、後藤和正君。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る12月12日、午前9時より委員会室で審査を行いました。

議案第125号、指定管理者の指定について、飛騨市夢館について申し上げます。本案は、飛騨市夢館の指定管理者として、夢館管理運営委員会を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間指定するものです。

質疑では、指定管理団体の構成メンバーについて質問があり、答弁では東茂住区役員4名、東茂住区前区長、東京大学から1名、東北大学から1名の計7名で構成されているとの説明がありました。

利用状況についての質問では、平成25年度の開館日数は94日、利用者数は1,047名、利用料収入が2万7,300円であるとの答弁がありました。また、利用内容についての質問に対して、地域利用で32件、サークル活動で37件、管理業務等で17件であるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですから質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。議案第125号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。よって、本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第125号は、委員長報告のとおり可決されま

した。

- ◆日程第19 議案第126号 平成26年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
から

日程第27 議案第134号 平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第3号）

◎議長（菅沼明彦）

日程第19、議案第126号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算、補正第4号から、日程第27、議案第134号、平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第3号までの以上9案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら9案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、これら9案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第126号から議案第134号までの9案件については、一括採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第126号から議案第134号までの9案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決であります。よって、これら9案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第126号から議案第134号までの9案件については、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。ここで、市長職務代理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 登壇〕

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

それでは、12月2日に開会いたしました定例会の閉会にあたりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。今議会では、一般会計、特別会計の補正予算をはじめ、多数の案件につきまして16日間にわたり慎重なご審議をいただき、適切なるご決定を賜り誠にありがとうございます。審議の中で皆さま方から頂きました貴重なご意見等は、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。結びに、皆さま方が健康で輝かしい新年をお迎えになられますことを心から祈念申し上げまして、お礼のあいさつに代えさせていただきます。長期間、誠にありがとうございました。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ここで、閉会にあたりまして一言お礼申し上げます。16日間、本当に2日に衆議院選挙が告示されまして大変忙しい中、皆さま方と今の議会の定例会が終わりましたことを心より感謝申し上げます。

また、年末、正月と大変議員の皆さまには忙しくなると思います。体だけには十二分に気を付けられまして、新しい年を迎えられることを希望いたしまして、議長より一言お礼申し上げます。

◆閉会

◎議長（菅沼明彦）

それでは本日の会議を閉じ、12月2日から16日間にわたりました平成26年第7回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後3時42分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 菅沼 明彦

飛騨市議会議員（3番） 田中 清安

飛騨市議会議員（4番） 洞口 和彦